

**岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく  
適合性判定等に係る事務処理要綱**

平成 29 年 4 月 1 日制定  
令和元年 11 月 16 日改正  
令和 3 年 1 月 1 日改正  
令和 3 年 4 月 1 日改正  
令和 6 年 4 月 1 日改正

**第 1 章 総則**

**(趣旨)**

**第 1 条** この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「省令」という。）及び岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行細則（平成 29 年岐阜県規則第 49 号。以下「県規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

**第 2 章 特定建築物の建築主の基準適合義務に関する事務等**

**(完了検査申請書の添付書類について)**

**第 2 条** 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「建基法」という。）第 7 条第 1 項及び建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「建規則」という。）第 4 条第 1 項第 4 号又は同法第 7 条の 2 第 1 項及び同規則第 4 条の 4 の 2 において、建築主事又は建築副主事に対する完了検査申請書の提出については、適合性判定に要した図書及び書類を添えて行うこと。ただし、建築事務所長に対し適合性判定を行った場合はこの限りでない。

2 前項において、次の各号に掲げる軽微な変更を伴う場合は、建規則第 4 条第 1 項第 5 号（同規則第 4 条の 4 の 2 及び第 8 条の 2 第 13 項において準用する場合を含む。）に規定する書類（軽微な変更説明書）を添えて提出するものとする。ただし、三号に該当する場合は、軽微な変更説明書の一部として、省令第 11 条の軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）を添えて提出するものとする。

- 一 建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更
- 二 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更
- 三 建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（建築物エネルギー消費性能確保計画の根本的な変更を除く。）

**(軽微変更該当証明書)**

**第 3 条** 県規則第 2 条に規定する軽微変更該当証明書交付申請書を受領し、軽微な変更該当していることを確認した場合は、軽微変更該当証明書（別記第 1 号様式）によりその旨を通知するものとする。

**(提出取下)**

**第 4 条** 法第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画を提出した者が当該提出を取り下げる場合は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下届（別記第 2 号様式）正一通及び副一通を建築事務所長に提出するものとする。

2 前項の場合において、建築物エネルギー消費性能確保計画の正本及びその添付図書は返却し

ないものとする。

**(是正命令)**

**第5条** 法第14条第1項に基づく命令を行う場合は是正命令書（別記第3号様式）により通知するものとする。

**(要請)**

**第6条** 法第14条第2項に基づく要請を行う場合は要請書（別記第4号様式）により通知するものとする。

**(報告指示)**

**第7条** 法第17条第1項の規定に基づく報告を求める場合は報告を求める旨の通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

**第3章 一定規模以上の建築物のエネルギー消費性能の確保に関する届出事務等**

**第8条** （削除）

**(適合通知)**

**第9条** 法第15条第3項に基づく写しの送付、法第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）及び附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づく届出又は、法第20条第2項及び附則第3条第8項に基づく通知を受理し、建築物エネルギー消費性能基準への適合を確認した場合は、適合通知（別記第6号様式）によりその旨を通知するものとする。

**(変更指示)**

**第10条** 法第15条第3項に基づく写し（法第12条第1項若しくは第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係るものに限る。）の送付、法第19条第1項及び附則第3条第2項に基づく届出（以下、「届出等」という。）を受理し、その届出等に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認める場合は、法第16条第1項、法第19条第2項及び附則第3条第3項に基づく指示を行うものとする。

2 前項の場合において、指示を行う場合は変更指示書（別記第7号様式）により通知するものとする。

**(国等への協議)**

**第11条** 法第15条第3項に基づく写し（法第13条第2項若しくは第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係るものに限る。）又は法第20条第2項及び附則第3条第8項に基づく通知（以下、「通知等」という。）を受理し、その通知等に係る計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合せず、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のため必要があると認める場合は、法第16条第3項又法第20条第3項及び附則第3条第9項に基づく協議を求めるものとする。

2 前項の場合において、協議を行う場合は協議書（別記第8号様式）により通知するものとする。

**(命令)**

**第12条** 法第16条第2項又は法第19条第3項及び附則第3条第4項に基づく命令を行う場合は改善命令書（別記第9号様式）により通知するものとする。

**(報告指示)**

**第13条** 法第21条第1項及び附則第3条第10項の規定に基づく報告を求める場合は報告を求める旨の通知書（別記第10号様式）により通知するものとする。

**(届出書の督促等)**

**第14条** 建築事務所長は、法第19条1項及び附則第3条第2項に規定する行為に関する確認申請書等を受理したとき、又は、指定確認検査機関からの法第19条1項及び附則第3条第2項に規定する行為に関する建基法第6条の2第5項の報告を受けたときは、法第19条1項及び附則第3条第2項に規定する届出書の提出の有無を確認する。

2 前項により、法第19条1項及び附則第3条第2項に規定する届出書の提出を確認できなかった場合は、速やかに督促書（別記第11号様式）により通知するものとする。

**附 則**

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年11月16日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号  
年 月 日

軽微変更該当証明書

申請者 様

建築事務所長 印

下記の申請については、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第3条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日
2. 申請に係る建築物の位置
3. 変更内容
4. 変更前の建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定

適合性判定通知番号 第 号  
適合性判定通知書交付年月日 年 月 日  
適合性判定通知書交付者

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

第2号様式（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築物エネルギー消費性能確保計画取下届

年 月 日

建築事務所長 様

提出者住所  
氏名

次の提出を取り下げたいので届け出ます。

1. 提出の種類
2. 提出年月日
3. 提出に係る建築物の位置
4. 取り下げ理由

| ※ 受付欄 | ※ 決裁欄 | ※ 決裁年月日 |
|-------|-------|---------|
| 年 月 日 |       |         |
| 第 号   |       |         |

- 注意
- 1 ※印の欄には、記入しないでください。
  - 2 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

建築第 号  
年 月 日

是正命令書

建築主 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 命ずる措置
4. 改善の期限

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、岐阜県（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第4号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号  
年 月 日

要請書

国等の機関の長 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により、違反を是正するために必要な措置をとるべきことを要請します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 要請する措置

第5号様式（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号  
年 月 日

報告を求める旨の通知書  
（特定建築行為に係る適合義務）

建築主 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第17条第1項の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 報告を求める内容
4. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。



第6号様式（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号  
年 月 日

適合通知書

申請者 様

建築事務所長 印

下記による法第15条第3項に基づく送付を受けた写しに記載の建築物エネルギー消費性能確保計画並びに、法第19条第1項（同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。）及び附則第3条第2項（同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づく届出又は、法第20条第2項及び附則第3条第8項に基づく通知に記載の建築物エネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

記

1. 届出等年月日
2. 建築物の位置
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証明書は、大切に保存しておいてください。

建築第 号  
年 月 日

変更指示書

建築主 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第1項又は、同法第19条第2項及び附則第3条第3項の規定により、計画の変更その他の必要な措置をとるべきことを指示します。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 指示する措置

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、岐阜県（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第8号様式（第11条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

建築第 号  
年 月 日

協議書

国等の機関の長 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第3項又は、同法第20条第3項及び附則第3条第9項の規定により、当該建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置について協議を求めます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 協議を求める建築物のエネルギー消費性能の確保のためとるべき措置

建築第 号  
年 月 日

改善命令書

建築主 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、 年 月 日付け建築第 号により、計画の変更その他の必要な措置をとるべきことを指示しましたが、正当な理由なくてその指示に係る措置をとらなかったため、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第16条第2項又は、同法第19条第3項及び附則第3条第4項の規定により、その指示に係る措置をとるべきことを命じます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 命ずる措置
4. 改善の期限

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、岐阜県（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。（なお、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

第 10 号様式（第 13 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦長型）

建築第 号  
年 月 日

報告を求める旨の通知書  
(建築物の建築に関する届出等)

建築主 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 21 条第 1 項及び附則第 3 条第 10 項の規定により、報告を求めます。

なお、この報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は、法により罰せられることがありますので申し添えます。

記

1. 建築物の位置
2. 建築物に関するその他の事項
3. 報告を求める内容
4. 報告の期限

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

建築第 号  
年 月 日

督促書

建築主 様

建築事務所長 印

下記の建築物について、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 19 条第 1 項及び附則第 3 条第 2 項の規定に規定するに建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画を届け出なければならない行為に該当しますので、届出書を提出して下さい。届出書の提出を怠った場合には、50 万円以下の罰金が適用される場合があります。

なお、本書と入れ違いで、すでに届出書を提出されている場合には、ご容赦願います。

記

1. 建築物の位置

2. 建築物に関するその他の事項

3. 建築確認済証番号等

年 月 日 番号 第 号

連絡先 岐阜県〇〇建築事務所建築指導係  
電話番号  
FAX 番号

※ この様式によりがたい場合は、この様式に準じた別の様式を使用することができる。